**滋賀県土地改良事業団体連合会　令和７年度職員募集要項（技術系）**

**土地改良事業の適切かつ効率的な運営のために、会員である土地改良区、市町村等の指導・支援を通じて、誰もが将来に向かって希望を持って農業に取り組むことのできる農業生産基盤づくりや農村づくりを担う社会的貢献度の高い業務です。**

**広く高く豊かな視点で柔軟な発想も持ちながら粘り強く取り組める新しい仲間を求めています。**

応募締切：令和７年１１月７日（金）１７：００　必着

職場訪問･見学は、随時受け付けておりますので、ご希望の方は遠慮なくご連絡ください。

　　　　【連絡先】滋賀県土地改良事業団体連合会　総務課　職員採用担当

　　　　　　　　TEL　0748-42-4806　　FAX　 0748-42-5574

◎ 令和８年４月１日のほか、令和７年度途中の採用を行います。（合格者に就労可能時期を確認し、

採用日を決定します。）

**【募集職種】**

技術職（農村環境、土木・農業土木等）／正職員

**【業務内容】**

(1)農村環境保全や集落機能の維持増進に関する指導、支援業務

・世界農業遺産の主要な取り組みである魚のゆりかご水田の推進及び情報発信

・集落共同活動や農村環境保全の推進のための運営支援および普及活動

・農業水利施設の省エネ化、農村地域の脱炭素化の推進に向けた支援　など

(2)農業農村整備事業に関する技術的な指導、支援業務

・農地や水路、ため池、揚排水機場等の調査計画・設計・積算、履行監督

・農地の区画が変更される事業における換地業務　など

**【採用予定人数】**

１名

**【受験資格】**

(1)学校教育法に基づく大学もしくは短期大学ならびに高等専門学校（以下「大学等」という。）を卒業した者または令和８年３月31日までに大学等を卒業する見込みの者（但し、令和８年４月１日時点における年齢が39歳以下の者）

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けること　がなくなるまでの者

　 イ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

－ 裏面に続く－

**【採用の流れ】**

(1)１次選考：令和７年１１月１５日（土曜日）９時００分～

     東近江市林町601番地

　　 滋賀県土地改良事業団体連合会　３階会議室

　　　※詳細は、３日前までに通知します。

(2) ２次選考：令和７年１１月下旬（予定）

     東近江市林町601番地

　　 滋賀県土地改良事業団体連合会　３階会議室

(3) 採用時期：令和８年４月１日（予定）

　　　　※採用日は、令和８年４月１日を基本としつつ、合格者に就労可能時期も併せて確認し、採用日を決定します。

**【選考方法】**

(1) １次試験：筆記試験（専門科目含む）、面接試験

(2) ２次試験：面接試験　　※一次試験合格者が対象

**【提出書類】**

(1) 受験申込書（自書、写真貼付）

※片面印刷された場合、裏面の記入要領（２枚目）は提出していただく必要はありません。

(2) 所定の履歴書・自己紹介書（自書、写真貼付）

(3) 卒業証明書

※卒業証明書がない場合は卒業証書（写し）でも可能です（卒業証明書は採用後に提出していただきます）。

（4）職務経歴書 ※職務経歴のある方（様式任意）

◆ 応募される際、封筒の表に「職員採用試験受験申込書在中」と朱書きしてください。

**【勤務条件】**　　　　※滋賀県に準じた制度となっています。

1. 給与（参　考） ： （基本給＋地域手当）

短大卒（新卒）216,664円

大学卒（新卒）233,200　円

(2) 諸手当**：**扶養手当、通勤手当、資格手当、超過勤務手当

(3) 昇給・賞与**：**原則として年１回　・　年２回（6月・12月）

(4) 勤務時間**：　8**時30分～17時15分

(5) 休日休暇　　　：　土曜・日曜、祝日、年末年始

　　　　　　　　　　　年次有給休暇（２０日） ※初年度（5～12月）は１３日

　　　　　　　　　　　その他の休暇（夏季休暇、特別休暇）

(6) 社会保険　　　：　健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険

(7) 勤 務 地　　　：　東近江市林町601番地　　滋賀県土地改良事業団体連合会

(8) 試用期間　　　：　6ケ月（試用期間中の労働条件　同条件）

－以　上－